

東松島市教育振興基本計画

計画期間 令和8年度～令和12年度

令和8年3月

東松島市教育委員会

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け、性格	1
3 計画期間	2
4 計画策定の背景	3
(1) 国の教育行政	3
(2) 宮城県の教育行政	4
(3) 本市の教育行政	4
(4) 本市のまちづくりにおける教育の役割	5
(5) 教育を取り巻く環境の変化	6
(6) 本市の学校教育の現状と今後の方向性	7
(7) 生涯学習活動（社会教育）の現状と今後の方向性	11
(8) 芸術・文化活動、文化財保護の現状と今後の方向性	12
(9) スポーツ活動の現状と今後の方向性	13
第2章 教育基本方針	14
1 基本理念	14
2 施策及び主要事業体系	15
3 教育政策と教育施策	19
教育政策1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり	19
教育施策1-1 学力保障～確かな学力の育成・向上～	20
(1) 学力保障のR-PDCAサイクルの推進	20
(2) 国際理解教育の推進	20
(3) 家庭と連携した学力の土台づくり	21
(4) 豊かな教育活動の機会の創出	21
教育政策1-2 成長保障～豊かでたくましい心と体の育成～	21
(1) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実	21
(2) 不登校支援体制の充実	22
(3) いじめ問題対策の推進	22
(4) 特別支援教育の充実	23
(5) 運動機会の創出・運動習慣の形成	23
教育施策1-3 学校等教育施設の整備	23
(1) 安全で快適に学べる教育環境の整備・充実	23

(2) 安心して学べる学習環境の整備・充実	24
教育施策 1-4 学校における働き方改革のための業務改善の体制整備	26
(1) 業務の効率化の推進	26
(2) 教職員が本来担うべき業務に専念できる体制整備	26
教育政策 2 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進	27
教育施策 2-1 小・中学校連携教育の充実	27
(1) 教育課程における連携の推進	27
(2) 防災教育における連携の推進	28
(3) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実	28
教育施策 2-2 幼児教育との連携	28
(1) 幼・保・小連携の充実	28
教育施策 2-3 地域と協働した教育活動の推進	29
(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実	29
(2) 地域学校協働活動の充実	29
(3) キャリア教育の充実	30
(4) 防災教育の充実	30
(5) 郷土愛を育む活動の充実	31
教育施策 2-4 市民主体による生涯学習の推進	31
(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開	31
(2) 読書を通じた学習活動の支援	32
教育施策 2-5 生涯学習施設の整備・充実	32
(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実	32
(2) 図書館の整備・充実	32
教育政策 3 文化の継承と振興	33
教育施策 3-1 文化振興活動の充実	33
(1) 文化団体との連携による文化活動の展開	33
教育施策 3-2 文化財の保護	34
(1) 文化財の適切な保護と調査研究	34
教育施策 3-3 文化財や歴史遺産の活用	34
(1) 地域の歴史や文化財の活用と観光連携	34
教育施策 3-4 地域と協働した伝統文化の継承	35
(1) 地域の伝統文化を継承する取組への支援	35

教育政策 4 スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興	36
教育施策 4-1 スポーツ施設の整備・充実	36
(1) 迅速かつ適切な対応による施設管理	36
(2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実	36
教育施策 4-2 スポーツ関係事業の充実	37
(1) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充	37
教育施策 4-3 スポーツ参画の機会創出・機運醸成	37
(1) スポーツ健康都市宣言を軸とした大会の誘致及びスポーツ指導経験者による 教室の実施	37
(2) 中学校部活動地域展開の推進	38
<u>参考資料</u>	
1 東松島市教育振興基本計画策定委員会	39
2 S D G s の目標	42

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

◇計画策定の考え方

東松島市（以下、「本市」という。）は、令和 7 年度に東松島市第 3 次総合計画を策定し、令和 8 年度～令和 12 年度のまちづくりの将来像を「住み続けられ持続・発展する東松島市 一誇れるまち 選ばれるまち 東松島プライドー」としています。

このことを受けて、市教育委員会は、本市の新しい将来像を実現するため、次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまちを掲げ、子どもたちが伸びやかに育つコミュニティ・スクールをはじめ、魅力ある学校づくり、市民主体による生涯学習等の推進、教育、スポーツ関連施設等の整備・充実、伝統・文化財等の継承、保護、活用等が図られるまちを目指し、「東松島市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け、性格

《計画の位置付け》

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。

本市においては、「東松島市第 3 次総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、本計画は教育行政のマスタープランとして位置付けられます。

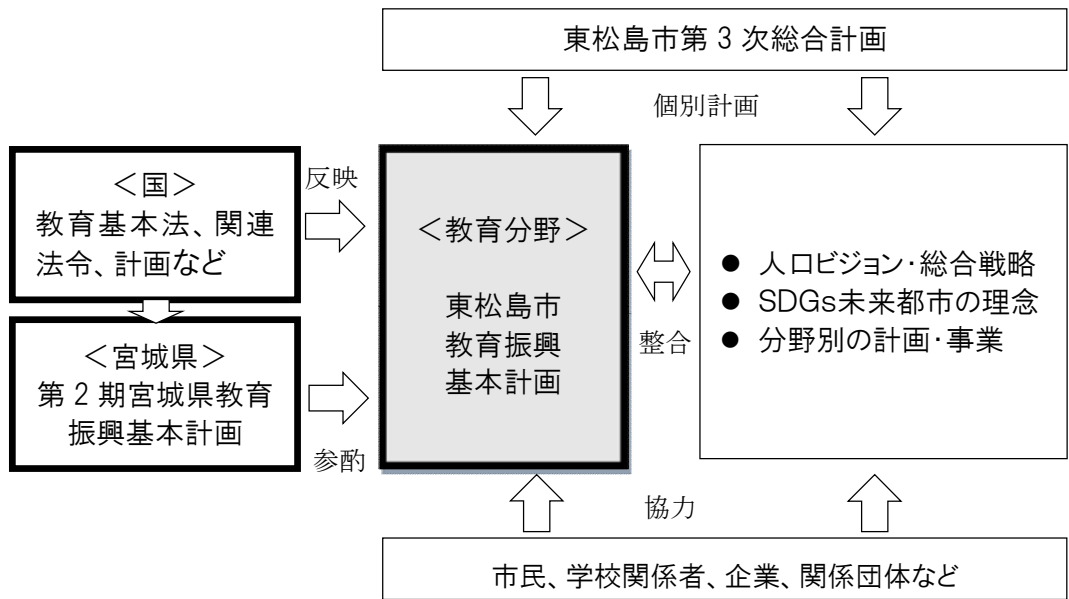
本計画の策定及び推進にあたっては、「東松島市人口ビジョン・第 2 期総合戦略」や「SDGs 未来都市の理念」をはじめ、本市の各分野の個別計画及び事業との連動を図ります。また、教育基本法をはじめ、関連法令、国の学習指導要領（注1）及び文部科学省が示す「第 4 期教育振興基本計画」、宮城県の「第 2 期宮城県教育振興基本計画」などの内容を十分に踏まえるものです。

《計画の性格》

本計画は、令和 4 年に本市が定めた「東松島市子どもの笑顔と生きる力を育む基本条例」も踏まえて、市民（子ども、保護者を含む）、学校関係者のみならず、企業、関係団体などに対して本市の目指す教育目標や具体的な取組を明らかにすることにより、目標達成への理解と協力、教育活動への積極的な参画を期待するものです。

なお、令和 2 年度に本市が策定した「東松島市第 2 次総合計画後期基本計画」に基づき策定された「教育等の振興に関する施策の大綱」及び市教育委員会が策定する「東松島市教育基本方針」は本計画に統合しています。

(注1) 全国どこでも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ 10 年に 1 度改定（幼稚園は平成 30 年度から、小学校は令和 2 年度から、中学校は令和 3 年度から全面実施。）（文部科学省ホームページ参照）



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度とする5年間（令和8（2026）年度～12（2030）年度）とします。計画最終年度にあたる令和12（2030）年度に次期計画を策定する予定です。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正及び社会動向を踏まえて、必要な場合は見直すものとします。

＜本計画と関連する主な計画の期間＞

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
東松島市	教育振興基本計画 （令和3～令和7年度）	▶										
	教育振興基本計画 （令和8～12年度）						▶					
	第3次総合計画 （令和8～令和17年度）						▶					
	人口ビジョン・総合戦略 （令和8～令和12年度）	▶ 第2期					▶ 第3期					
国	第4期教育振興基本計画 （令和5～令和9年度）			▶				▶				
宮城県	第2期宮城県教育振興基本計画 （令和6～令和10年度）			▶								

※点線は次期計画（予定）

4 計画策定の背景

(1) 国の教育行政

◇教育振興計画

国は、教育基本法の理念に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を通じて目指すべき教育の姿を示した「第4期教育振興基本計画」を策定しています。

<国の教育振興基本計画の方向性>

(第4期基本計画)

■5年間の教育政策の目標

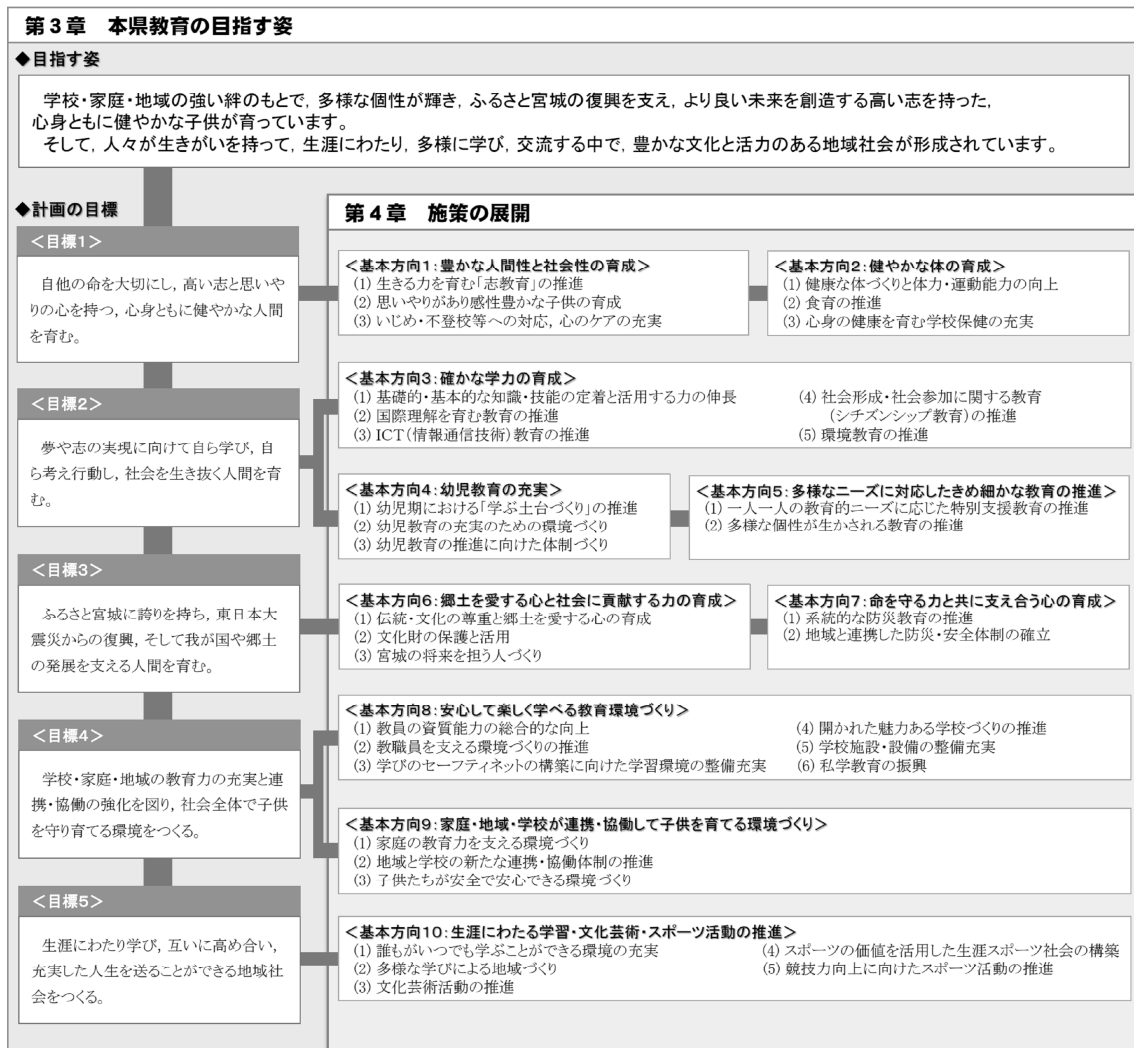
- ①確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- ②豊かな心の育成
- ③健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ④グローバル社会における人材育成
- ⑤イノベーションを担う人材育成
- ⑥主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ⑦多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- ⑧生涯学び、活躍できる環境整備
- ⑨学校、家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- ⑩地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ⑪教育DXの推進・デジタル人材の育成
- ⑫指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- ⑬経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- ⑭NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- ⑮安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- ⑯各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

出典：文部科学省

(2) 宮城県の教育行政

宮城県では、平成29年度から10年間の教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～」を策定しました。令和6年3月に国の教育振興基本計画との連動性を確保するため、令和10年度まで計画期間を延長しました。

<第2期宮城県教育振興基本計画の「目指す姿」と「施策の展開」>



出典：宮城県

(3) 本市の教育行政

本市の教育行政は、令和7年度に策定した「東松島市第3次総合計画」に基づき、学校と地域が連携した「地域とともに育つコミュニティ・スクール」の推進による学校教育、市民主体による生涯学習の推進、一人1台のタブレットを活用した子どもたちの新しい教育環境の整備と生涯学習施設の整備・充実を図っています。

なお、本計画は、「教育等の振興に関する施策の大綱」と「東松島市教育基本方針」の考え方を統合して策定します。

◇教育等の振興に関する施策の大綱

基本方針	次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち
基本目標	(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり (2) 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進 (3) 文化の継承と振興 (4) スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興

◇東松島市教育基本方針

教育基本方針	ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり
重点目標	1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる環境の充実 2 誰もがいきいきと学習し、活動できる環境 (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) 貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承 (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興

(4) 本市のまちづくりにおける教育の役割

◇東松島市第3次総合計画

「東松島市第3次総合計画」は、5つのまちづくりの方向性に区分されています。

本計画は、総合計画の「まちづくりの方向性3」の個別計画であり、まちづくりの礎となる「人材育成」と「人の活動をつなげる」役割を担っています。

<本計画が関連する東松島市第3次総合計画の「まちづくりの方向性」>

「まちづくりの方向性3」次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	
項目	(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力保障と成長保障
項目	(2) 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進
項目	(3) 文化の継承と振興
項目	(4) スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興

(5) 教育を取り巻く環境の変化

社会の変化や時代潮流とともに、本市の教育を取り巻く環境も変化していくことが予想されます。そのため、こうした変化を踏まえた上で、市民一人一人がまちづくりを担う人材となるよう、生涯にわたる教育と学習環境の充実を図る必要があります。

<時代潮流と想定される影響>

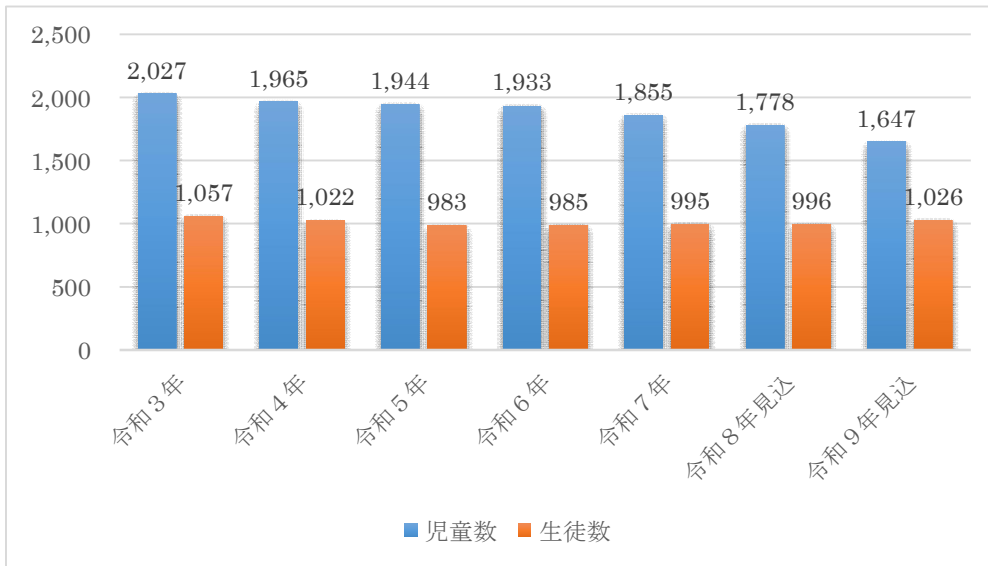
<p>ア</p> <p>人口動態 人口減少 少子高齢化の進行 家族規模の縮小</p>	⇒	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次代を担う人材の確保 ○教職員の世代交代 ○子ども一人一人に対する教育、支援の重要性 ○家庭の教育力低下 ○活動意欲や社会貢献意識の高い人材の増加 ○シニア層による生涯学習活動の活性化 ○高齢者を中心とした健康増進ニーズの拡大 ○地域の連帯感の希薄化と地域活動の停滞 など
<p>イ</p> <p>生活の多様化 就労形態の多様化 価値観の多様化</p>	⇒	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低年齢児保育、子育て支援ニーズの増大 ○男性の育児参加や育児休業の普及 ○働き方改革（ワーク・ライフ・バランス） ○高い人権意識の定着 ○ジェンダー平等の実現 など
<p>ウ</p> <p>制度改革 国の教育改革 地方分権の推進</p>	⇒	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領に則った教育活動の展開 ○地域の特色を活かした学校づくり ○社会に開かれた教育課程の重視 ○学校運営協議会制度の効果的な活用 ○大学入試改革 ○高校授業料の無償化 など
<p>エ</p> <p>国際社会の変化 グローバル化の進展 急速な情報化 多様性の尊重 SDGsに基づいた 社会活動の進展 技術革新</p>	⇒	<p>(育成が期待される能力等の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多国語を操る語学力 ○情報活用能力と高い情報リテラシー能力 ○多様な価値観や文化を認め合う意識 ○広い視野で問題を捉える力 ○他と協働して課題解決する力 ○既成概念にとらわれない発想力、行動力 など

(6) 本市の学校教育の現状と今後の方向性

◇児童生徒総数の推移

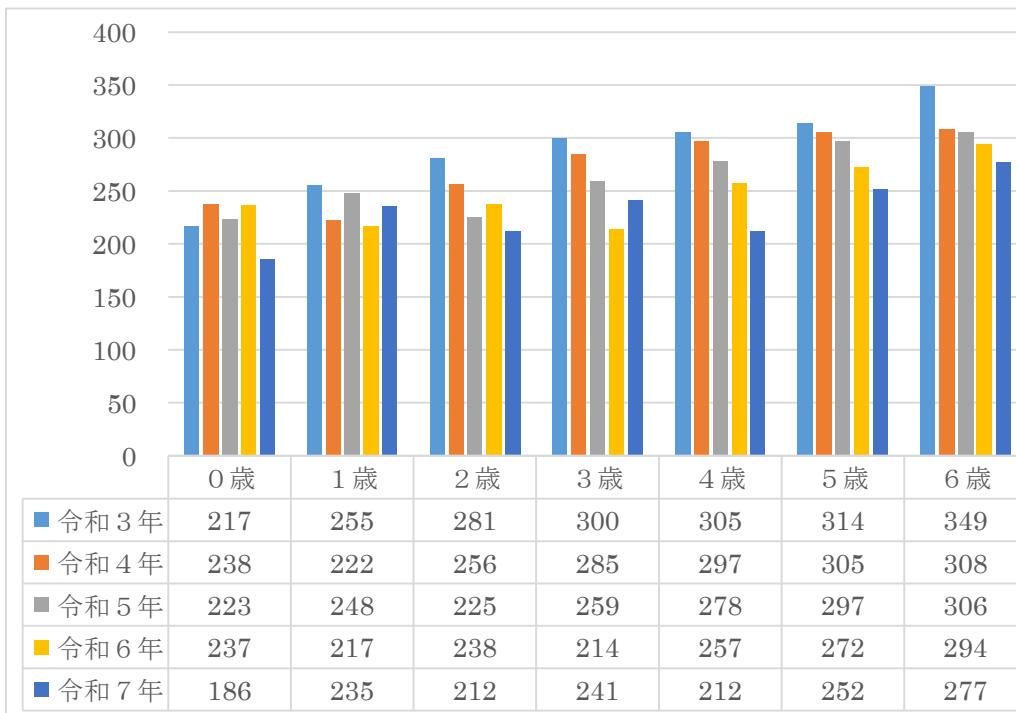
令和7年4月1日現在、義務教育を行う公立小学校8校、公立中学校3校を設置しています。

小学校の児童数は2,020人台から1,850人台に、中学校の生徒数は1,050人台から990人台に減少しており、令和8年度以降も減少する見込みとなっています。



出典：学校基本調査（各年5月1日時点）

◇未就学児の人口推移



出典：東松島市人口統計（各年4月1日時点）

◇幼児教育

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、義務教育開始前後の5歳児から小学1年生の2年間は、学びや生活の基盤をつくるために重要な時期で「架け橋期」とも呼ばれています。子どもの成長を切れ目なく支える観点から、幼稚園や保育所と小学校（幼保小）の円滑な接続をより一層意識し、教育の内容や方法を工夫して進めていきます。

今後の方向性

- 本市教育委員会が主催する幼保小連絡会議等の取組を通して、文部科学省から示されている「幼児期までに育てほしい10の姿」を参考にした幼稚園・保育所・小学校による緊密な情報の共有と連携を行う。
- 小学校入学前の幼児が取り組む「アプローチカリキュラム」、第1学年入学当初の児童が取り組む「スタートカリキュラム」について、幼保小が互いの取組を理解し、「幼保小の架け橋プログラム」を更に充実させる。
- 幼稚園、保育所、小学校と地域、保健・医療・福祉分野との連携体制をさらに強化し、子どもたちの個性や発達、家庭の状況に応じた教育支援を継続的に行う本市独自の環境づくりを行う。

◇本市で進める教育

本市の学校教育は、学力保障と成長保障を大切にした「誰一人、取り残さない教育」を目指し、小中学校連携教育を推進するとともに、中学校区ごとに「15歳の目指す姿」を共有し、「居場所づくり」・「絆づくり」・「授業づくり」を大切にしながら児童生徒の「出番・役割・承認」の機会を創出する東松島市版「魅力ある学校づくり」を進めています。また、全ての小中学校が学校運営協議会及び中学校区ごとの学校運営協議会連絡会を取り入れた「地域とともに育つコミュニティ・スクール」となっており、開かれた教育課程を積極的に進めています。令和4年からは、キャリア教育の一環として「東松島を学び舎に 市民を先生に」という考えのもと、「子どもハローワークひがまつインターンシップ『DOPPO』」を行い、地域と協働して児童生徒の成長を図っています。

全ての小中学校で平成22年から続けている本市独自の「心あったかイートころ運動」あいさつ・清掃・ごみ拾い（心を育む3つの取組）に、令和2年から「デジタルメディア・コントロールチャレンジ～東松島ゴール～（略称でめこん）」（生活を整える1つの実践）を加えて「令和版心あったかイートころ運動」として子どもたちの健全育成を目指します。

<学力保障～確かな学力の育成・向上～>

本市では、令和3年度に策定した「学力保障のR-PDCAサイクル（5か月プラン・7か月プラン）」に基づき、「探究と協同の学び」による授業づくりを軸とした、確かな学力の育成に取り組んでいます。全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象）や本市で独自に実施している標準学力調査（全学年対象）の結果を分析することで、その成果と課題を明らかにし、授業改善や個別の補充学習等につなげています。また、家庭と連携した学習環境づくりを推進し、「でめこん」によって創出

した時間を家庭学習や読書時間、様々な体験活動に活用し、学力の土台を培うことと
しています。

＜成長保障～豊かでたくましい心と体の育成～＞

全国的な傾向として、SNS等によるトラブル、虐待及びその疑いなどが増加傾向
にあり、本市においても学校だけでは解決することが困難な複合的な課題もあること
から、本市では「東松島市教育支援センター（ひがまつBASE）」を設置し、不登
校相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等との連
携を強化し、「チーム学校」として児童生徒の心のケアと、家庭への適切な支援に取り
組んでいます。

また、障害を持った児童生徒や発達障害やその疑いのある児童生徒への個に応じた
支援を充実させるために、未就学の段階から保健師や幼稚園・保育所等と連携しなが
らインクルーシブ教育の充実に努めています。

＜環境整備＞

全ての小・中学校の教室にプロジェクターや電子黒板の設置、一人1台タブレット
端末の整備を行っています。また、校舎等については今後、長寿命化計画に基づき環
境整備を進めていきます。

＜学校における働き方改革＞

学校における働き方改革の一層の推進にあたり、教育委員会に対し、教員の業務量
の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施
するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定及び公表が義務付けられ
ました。そのことを受けて本市教育委員会においても「学校以外が担うべき業務」「教
師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3
分類からなる計画を策定しました。

今後、保護者や地域住民等の理解を得ながらこの計画を推進することで、教員の長時
間勤務を解消するとともに、全ての教員が健康で生き生きとやりがいを持って子どもた
ち一人一人と向き合い、授業や授業準備等、教員が担うべき職務に専念できる、働きや
すく働きがいのある職場環境の再構築を進めていきます。

◇本市で進める教育

「誰一人、取り残さない教育」を目指し、東松島市版「魅力ある学校づくり」を推進していくために、小・中学校連携教育と地域とともに育つコミュニティ・スクールの機能を活用しながら取り組んでいくことが求められます。

<学力保障～確かな学力の育成・向上～>

- 生産人口年齢の減少、グローバル化の進展や人工知能（AI）等の絶え間ない技術革新等、変わり続ける社会で生き抜く力を養うため、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の「生きる力」を子どもたちに育てていく。
- 急速に変化する社会で他と協働して課題解決に取り組む力や、自分の可能性を伸ばすための個別最適な学びを推進していくために、教員の指導力・授業力の向上を図る。

<成長保障～豊かでたくましい心と体の育成～>

- 複雑・多様化した課題に向き合うため、教育支援センターの機能を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する職員や関係機関との連携をさらに深め、「チーム学校」として対応していく。
- 「コミュニティ・スクール」や「子どもハローワークひがまつインターンシップ『DOPPO』」の取組を活かし、地域と協働して児童生徒の成長を促す豊かな教育活動を充実させる。
- 幼稚園・保育所・小学校・中学校や各関係機関と連携してインクルーシブ教育を推進し、個に応じた支援をさらに充実させる。

<環境整備>

- 質の高い教育を実践するため、ICT環境、教材、学校図書の実践、設備の改修を計画的に進める。

<学校における働き方改革>

- 適切な教育を行う教職員の専門性の向上とともに、教職員の負担を軽減する取組を行っていく。
- 学校給食費の完全公会計化等、学校業務の精選を行うとともに、統合型校務支援システムの導入やデジタル教材の効果的な活用等により、学校事務の効率化と適正化を進めていく。

(7) 生涯学習活動（社会教育）の現状と今後の方向性

本市の生涯学習活動拠点として、コミュニティセンター、市民センター、図書館、コミュニティ供用施設等があり、市民一人一人が生涯学習を通じて知識や技能を習得し、仲間づくりや生きがいづくりを行い、心身ともに健康で豊かな人生を自ら実現するため、元気なまちづくりを進めています。

こうした生涯学習の重要性を鑑み、本市では学習機会を通じた知識と技能の習得、リーダーの養成と活用を目指し、事業を実施するとともに、生涯学習への市民の意欲を喚起するため、生涯学習情報の提供、生涯学習カレンダーの全戸配布、子どもの読書活動の推進を図っています。

また、平成26年から、ふるさとの再生、震災体験を風化させない、震災体験を将来に活かす、震災の悲劇を繰り返さない、そして防災教育に役立てるために、震災関係資料の収集、整理、記録、保存、活用などの事業（ICT地域の絆保存プロジェクト）に取り組んでいます。

青少年の健全育成については、家庭教育「すこやか学級」の開催、ジュニアリーダーの養成と活用など、地域や関係団体と協力して、子育て家庭の教育力の向上と青少年の健全育成を応援しています。

今後の方向性

- 生涯学習を地域の復興や活性化に活かすという視点を持ち、心身の健康増進、就労に役立つスキル、子育てや介護に役立つ知識など、市民や地域のシーズ（資源）とニーズ（要望）をマッチングさせる生涯学習の環境を充実させる。
- 社会教育事業を通じて地域リーダーの養成とその活用を図る。
- 青少年の健全育成に関しては、家庭が様々な状況にあることを踏まえ、家庭でしっかりと子育てをするための適切な支援と、地域や関係団体と協力して青少年の健全育成を継続的に行う。
- 全市的に展開するコミュニティ・スクールを通じて、地域の人材が生涯学習の成果を活かし、その能力を存分に発揮する機会をつくっていく。

(8) 芸術・文化活動、文化財保護の現状と今後の方向性

◇芸術・文化活動

「市民の芸術・文化活動が感性豊かな人材育成に寄与する」という認識のもと、市民の発意による主体的な芸術・文化団体の多彩な活動を支援するとともに、日頃の成果を発表する機会や本物の芸術を鑑賞する機会の確保と提供を行っています。

その一方、近年は団体に所属せずに活動する市民も多いと考えられます。そのため、関係団体では会員の減少や高齢化による活動の停滞が課題となっています。

◇文化財保護

本市の指定文化財（令和7年4月現在）は、有形文化財が19件（市18件）、無形民俗文化財が3件（国1件、市2件）、史跡が8件（国2件、県1件、市5件）、天然記念物が10件（県2件、市8件）、特別名勝が1件あります。

市内には、平成7年に国史跡、平成12年に出土遺物の一部が国の重要文化財に指定された「里浜貝塚」、令和3年3月に国史跡に指定された「赤井官衙遺跡」と「矢本横穴」からなる「赤井官衙遺跡群」などの貴重な文化財・歴史遺産があり、発掘調査指導委員会（平成19年度設立）の指導のもと、市内遺跡の適切な保存と活用を進めています。

文化財を保存及び公開する施設は奥松島縄文村歴史資料館があります。

今後の方向性

- 芸術・文化団体の直面する課題を踏まえ、芸術を鑑賞や発表する機会の提供、芸術・文化団体の活性化、学校教育との連携、数多くの団体と協力する民間活力との積極的な連携を推進する。
- 地域固有の伝統芸能や年中行事を継承しようという取組への支援を行っていく。
- 里浜貝塚や赤井官衙遺跡群など、本市を代表する国史跡を中心に各文化財・歴史遺産の内容解明に努めるとともに、その成果を市民に還元する取組や整備を進めていく。
- 文化財に対する市民の理解・関心を高める工夫を続け、文化財・歴史遺産の保存継承を通じて、文化遺産としての価値の向上、学校教育や生涯学習への活用、観光施策との連動等を進め、市民の郷土愛と豊かな文化的教養の醸成、次代の人材育成、観光での経済効果といった復興に大きな役割を果たす芸術・文化の振興を図る。

(9) スポーツ活動の現状と今後の方向性

本市のスポーツ活動拠点として、体育館、運動公園、健康増進センターがあり、本市においては、令和2年3月にオリンピック聖火が本市に到着したことを記念し、同月に「スポーツ健康都市宣言」を制定しています。

こうした中、市民スポーツの振興に向けて、スポーツ大会やスポーツ教室の開催、社会体育団体の活動支援（補助金交付など）などを実施しています。また、全国規模の競技大会の開催、全国大会出場の選手や団体への活動支援を通じてスポーツへの関心や競技力の向上とともに、地域への経済効果や復興に向けたPRに取り組んでいます。

また、市民スポーツを支えるため、指導者となるスポーツ推進委員の育成、学校施設の開放などを進めています。部活動への指導者派遣では、礼儀や社会規範の重要性などを教え、青少年の健全育成にも貢献しています。

さらに、世話やきセミナー等による、全年齢を対象としたストレッチ体操、リズムトレーニングや体力測定のほか、社会福祉協議会が実施している「いきいき100歳体操」、宮城オルレ奥松島コースや奥松島運動公園マレットゴルフ場、矢本海浜緑地パークゴルフ場といったスポーツを楽しめる環境を最大限活用し、全市を挙げて健康づくりに繋がる取組を進めています。

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">○スポーツ健康都市宣言を軸とした全国規模を含む競技大会の開催・誘致及びスポーツイベントを通じたスポーツボランティアの育成やスポーツを“みる”機会の充実を図り、スポーツ参画機会の創出・機運醸成を図る。○スポーツを通じて元気なまちにするため、多くの市民が自分らしくスポーツを楽しむ（する、支える、みる）こと、また、その環境づくりを行う。○年齢、性別、心身の状態に応じて運動やスポーツを楽しむ機会の拡充、社会体育団体の活性化、指導者の育成と活動機会を拡大していく。○応援する市民の一体感や郷土愛の醸成に大きな効果をもたらす競技力の向上を、継続的に支援していく。○体育施設の適正な管理と市民のスポーツへの意欲を高める機能強化、効率的な管理運営、安全性や利便性の向上を指定管理者とともに図る。○市民の高齢化と住居移転に伴う市民同士のつながりの希薄化が懸念される中で、スポーツを通じた心身の健康維持、体力向上、市民相互の連帯感の醸成を図るためにも、官・民の連携をこれまで以上に強化していく。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2章 教育基本方針

1 基本理念

震災以降の国内外からの多大なる支援と市民のたゆまぬ努力により、本市では住宅やインフラ整備などのハード事業は、令和2年度までに概ね完遂し、今後、求められるのは心の復興とともに、ふるさと東松島を愛し、未来を切り拓く、志高い人づくりです。

このことから、人づくりの基盤である学校教育と、市民力向上の場としての生涯学習の重要性がますます高まっており、これらを担う教育行政の果たす役割が一層求められています。

本市教育行政においては、東松島市第3次総合計画に示された、本市まちづくりの将来像「住み続けられ持続・発展する東松島市」との連動を図るとともに、SDGs 未来都市の理念も踏まえ、本市の基本理念及び教育基本方針を次のように掲げます。

基本理念	
1	誰一人、取り残さない教育の充実
2	豊かな人間性と社会性の育成
3	確かな学力の育成
4	健やかな体の育成
5	幼児教育の充実
6	郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成
7	命を守る力と共に支え合う心の育成
8	安心して楽しく学べる教育環境づくり
9	家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり
10	生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

教育基本方針	ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり
重点目標	1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる環境の充実 2 誰もがいきいきと学習し、活動できる環境 (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) 貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承 (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興

2 施策及び主要事業体系

❖ 教育政策 1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり

教育施策 1-1 学力保障 ～確かな学力の育成・向上～	
(1) 学力保障のR-PDCAサイクルの推進	「探究と協同の学び」推進事業
(2) 国際理解教育の推進	英語学習充実事業
(3) 家庭と連携した学力の土台づくり	授業と連動した家庭学習の推進
	ファミリー読書の推進
(4) 豊かな教育活動の機会の創出	学習機会の確保

教育施策 1-2 成長保障 ～豊かでたくましい心と体の育成～	
(1) 「令和版心あったかイトころ運動」の充実	「子ども未来サミット」の運営
	デジタルメディアに係る教育推進
(2) 不登校支援体制の充実	教育支援センター運営事業
	スクールソーシャルワーカー配置事業
	スクールカウンセラーの派遣
(3) いじめ問題対策の推進	いじめ問題対策事業
(4) 特別支援教育の充実	特別支援教育事業
(5) 運動機会の創出・運動習慣の形成	小学生オリンピック競技会の開催

教育施策 1-3 学校等教育施設の整備	
(1) 安全で快適に学べる教育環境の整備充実	スクールバス運行事業
	小学校施設整備事業
	中学校施設整備事業
	学校衛生環境改善事業
	小学校施設維持管理事業
	中学校施設維持管理事業
(2) 安心して学べる学習環境の整備充実	教育委員会運営事務
	奨学金貸付事業
	学校教育事務

	小学校管理運営事業
	中学校管理運営事業
	小学校振興事業
	中学校振興事業
	小学校就学援助事業
	中学校就学援助事業
	小学校特別支援教育就学奨励事業
	中学校特別支援教育就学奨励事業

教育施策 1-4 学校における働き方改革のための業務改善の体制整備	
(1) 業務の効率化の推進	学校情報化推進事業
(2) 教職員が本来担うべき業務に専念できる体制整備	教員の支援体制整備

❖ 教育政策 2 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進

教育施策 2-1 小・中学校連携教育の充実	
(1) 教育課程における連携の推進	小・中学校連携教育推進事業
(2) 防災教育における連携の推進	中学校区合同訓練
(3) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実	「子ども未来サミット」の運営

教育施策 2-2 幼児教育との連携	
(1) 幼・保・小連携の充実	幼保小架け橋プログラム
	家庭教育振興事業
	私立幼稚園振興事業

教育施策 2-3 地域と協働した教育活動の推進	
(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実	学校運営協議会推進事業
(2) 地域学校協働活動の充実	地域人材を活用した協働活動の推進
(3) キャリア教育の充実	「子どもハローワーク ひがまつインターンシップ『DOPPO』」の推進
(4) 防災教育の充実	自治会、自主防災組織との連携推進
	防災教育に係る研修

	未来防災塾
(5) 郷土愛を育む活動の充実	協働教育推進事業

教育施策 2-4 市民主体による生涯学習の推進

(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開	社会教育推進事業
	生涯学習推進事業
	青少年育成事業
	地域間交流事業
(2) 読書を通じた学習活動の支援	読書啓発事業

教育施策 2-5 生涯学習施設の整備・充実

(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実	東松島市コミュニティセンター管理事業
(2) 図書館の整備・充実	図書館施設管理運営事業

❖ 教育政策 3 文化の継承と振興

教育施策 3-1 文化振興活動の充実

(1) 文化団体との連携による文化活動の展開	芸術・文化振興事業
------------------------	-----------

教育施策 3-2 文化財の保護

(1) 文化財の適切な保護と調査研究	文化財保護事業
	遺跡発掘調査事業

教育施策 3-3 文化財や歴史遺産の活用

(1) 地域の歴史や文化財の活用と観光連携	奥松島縄文村管理運営事業
	里浜貝塚史跡公園管理事業

教育施策 3-4 地域と協働した伝統文化の継承

(1) 地域の伝統文化を継承する取組への支援	無形民俗文化財保存団体への支援
------------------------	-----------------

❖ 教育政策 4 スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興

教育施策 4-1 スポーツ施設の整備・充実	
(1) 迅速かつ適切な対応による施設管理	社会体育施設維持管理運営事業
(2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実	スポーツ振興事務
	矢本海浜緑地パークゴルフ場管理運営事業
教育施策 4-2 スポーツ関係事業の充実	
(1) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充	社会体育団体助成事業
教育施策 4-3 スポーツ参画の機会創出・機運醸成	
(1) スポーツ健康都市宣言を軸とした大会の誘致及びスポーツ指導経験者による教室の実施	スポーツ大会・教室事業
	スポーツ指導員設置事業
(2) 中学校部活動の地域展開の推進	合同部活動「ひがまつALL」推進

3 教育政策と教育施策

教育政策 1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり



次代を担う子どもたちの可能性を広げ伸ばすため、児童生徒の「出番・役割・承認」の機会を創出する東松島市版「魅力ある学校づくり」を推進します。その取組として、確かな学力の育成・向上を図る学力保障、豊かでたくましい心と体の育成を図る成長保障、学校における働き方改革のための業務改善の体制整備、学校等教育施設の整備を推進していきます。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
「魅力ある学校づくり」に対する児童生徒の意識度	アセス (ASSESS) (Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres) 【学校環境適応感尺度】調査	生活満足感 (児童生徒が学校生活にどの程度満足しているか)	
		小学校 75% 中学校 77%	小学校 80% 中学校 82%
		教師サポート (教師からの支援やサポートを児童生徒がどの程度感じているか)	
		小学校 80% 中学校 84%	小学校 85% 中学校 89%
		友人サポート (友人からのサポートを児童生徒がどの程度感じているか)	
		小学校 80% 中学校 82%	小学校 85% 中学校 87%
		非侵害的関係 (安全で安心できる環境になっているか)	
		小学校 78% 中学校 80%	小学校 83% 中学校 85%
向社会的スキル (思いやりを持って協力して活動しているか)			

		小学校 84% 中学校 84%	小学校 89% 中学校 89%
		学習的適応 (粘り強く学習に取り組んでいるか)	
		小学校 71% 中学校 71%	小学校 76% 中学校 76%

出典：東松島市第3次総合計画

教育施策 1-1 学力保障 ～確かな学力の育成・向上～

(1) 学力保障のR-PDCAサイクルの推進

所管：教育総務課

「探究と協同の学び」推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○「探究と協同の学び」の充実研修会の開催 ○授業力向上を図る研修会の開催 ○標準学力調査の実施 ○学力向上推進委員会の開催 ○教師塾の開催 <p>【成果】 各研修会の実施により、各校における「探究と協同の学び」の授業づくりの推進</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教師の授業力向上を図るための研修の機会の確保と内容の充実 ○標準学力調査の結果分析を基にした授業改善の推進と個に応じた学習指導の充実

(2) 国際理解教育の推進

所管：教育総務課

英語学習充実事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程特例校制度を活用した小学校低学年での英語活動の実施 ○外国語（英語）指導助手（ALT）小・中学校に配置 ○外国語専科教員、外国語指導員等との連携による授業づくりと実践の充実 ○小学生を対象にしたイングリッシュキャンプと英検チャレンジの実施 <p>【成果】 小学校低学年から英語に触れることを通して、英語によるコミュニケーション能力の素地の育成</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象にした英語に慣れ親しむ教育活動の充実 ○小・中連携による授業改善の充実

(3) 家庭と連携した学力の土台づくり

所管：教育総務課

授業と連動した家庭学習の推進

これまでの取組と成果	これからの取組
○学力向上推進委員会による推進 【成果】 各校の取組や小・中学校が連携した取組の推進	【事業継続】 ○学力向上推進委員会による好事例の発信

ファミリー読書の推進

これまでの取組と成果	これからの取組
○各校の読書指導 ○学校図書館による読書活動推進 ○「朗唱暗唱撰集『読書三到』」を活用したファミリー読書の推進 【成果】 啓発活動によりファミリー読書の推進	【事業継続】 ○市図書館と学校図書館が連携したファミリー読書の推進

(4) 豊かな教育活動の機会の創出

所管：教育総務課

学習機会の確保

これまでの取組と成果	これからの取組
○東松島市立学校の管理に関する規則の一部改正 ①夏季休業日の変更 (平成30年度から夏季休業日の4日間短縮) ②学期や休業日等の変更に関する弾力的な運用 (災害や感染症拡大等やむを得ない事由が生じた場合の運用) 【成果】 学習時数の増加により、各校が多様な学習活動を展開できる機会を確保	【事業継続】 ○学校、家庭、地域が連携した多様な学習機会の確保

教育施策 1-2 成長保障 ～豊かでたくましい心と体の育成～

(1) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実

所管：教育総務課

「子ども未来サミット」の運営

これまでの取組と成果	これからの取組
○小・中学校の代表児童生徒による「令和版心あったかイートころ運動」に係る実践発表と協議 【成果】 協議を基にした小・中学校が連携した取組の充実	【事業継続】 ○「子ども未来サミット」における学校、家庭、地域との連携の充実

デジタルメディアに係る教育推進

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○デジタルメディア・コントロール チャレンジ「東松島ゴール」（略称でめこん）の取組の推進 <p>【成果】 各校及び小・中学校が連携した取組の充実</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭と連携したデジタルメディア・コントロール チャレンジ「東松島ゴール」（略称でめこん）の推進

(2) 不登校支援体制の充実

所管：教育総務課

教育支援センター運営事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校相談員、学び指導員の配置 ○保護者支援事業の実施 ○個に応じた支援・活動の実施 ○体験活動、創作活動の実施 <p>【成果】 各学校と情報を共有しながら、支援の充実と児童生徒の安心安全な居場所づくりと教育環境の確保</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育支援センターとしての機能を高め、不登校児童生徒への対応、児童生徒と保護者の相談等、寄り添った支援を行えるよう支援体制を整備

スクールソーシャルワーカー配置事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が生活の中で抱える様々な問題の解決を図る専門職としてSSWを配置 <p>【成果】 児童生徒の家庭環境や悩み等を把握し、学校や関係機関の橋渡し役として、問題解決の支援</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○問題が深刻化する前に早期発見や早期対応を実施 ○SSWを活用して積極的に関係機関と連携し、問題を解決

スクールカウンセラーの派遣

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や保護者が抱える悩みを相談できる専門職としてSCを配置 <p>【成果】 児童生徒や保護者の悩み等を聞き、専門的な知見に基づいた助言による支援の充実</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SCを活用して児童生徒や保護者の心身を支援する体制の充実

(3) いじめ問題対策の推進

所管：教育総務課

いじめ問題対策事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ問題対策調査委員会」「いじめ問題等対策連絡協議会」の開催 ○いじめアンケート調査の定期的な実施 	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査を定期的実施し、いじめの早期発見と各校の実態を把握し適切な助言や指導を推進 ○市内全小・中学校が「東松島市版『魅力ある学校づくり』」に向けた取組（居場

<p>【成果】 アンケート調査によりいじめの早期発見と、各委員会からの適切な助言や指導の推進、別室登校や登校渋りが見られる児童生徒への継続的な指導とSSW、SC、関係機関と学校が情報共有し、個に応じた適切な対応</p>	<p>所づくり、絆づくり、授業づくり)を推進することによるいじめの未然防止</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

(4) 特別支援教育の充実

所管：教育総務課

特別支援教育事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育支援員の配置 ○中学校特別支援学級共同学習の実施 ○ことばの教室の実施 ○特別支援教育連携協議会の開催 ○特別支援コーディネーター等連絡協議会・研修会の実施 ○就学指導の実施 <p>【成果】 特別な支援を要する児童生徒の教育環境を確保し、より個に応じた支援の充実</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や関係部署との連携を密にしながら、個に応じた継続的な支援を行うことができるよう特別支援体制を整備し、教員研修の充実を推進

(5) 運動機会の創出・運動習慣の形成

所管：生涯学習課

小学生オリンピック競技会の開催

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○小学生オリンピック競技会の開催 <p>【成果】 大会を通してスポーツにおける競争の楽しさ、大切さに関する意識・意欲の向上</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係団体と連携し今後も継続した大会の開催実施

教育施策 1-3 学校等教育施設の整備

(1) 安全で快適に学べる教育環境の整備・充実

所管：教育総務課

スクールバス運行事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○鳴瀬桜華小学校、宮野森小学校、鳴瀬未来中学校の遠距離通学児童生徒用のスクールバスの運行 <p>【成果】 安全に送迎を行うことによる円滑な学校運営と学校教育の充実</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠距離から通学する児童生徒の登下校における安全と利便性の確保 ○市内小・中学校の校外活動におけるスクールバスの利活用

小・中学校施設整備事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の指定避難所である屋内運動場の安全確保のための天井改修工事 ○利便性向上のための洋式トイレの導入 ○普通教室等への冷房設備を整備 <p>【成果】 快適に学べる学習環境の整備</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が進む施設環境の改善 ○時代のニーズに即した学習環境の整備 ○自然災害に備えた施設環境を整備

学校衛生環境改善事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○流行性の感染症による新たな学習環境に対応する施設改修 <p>【成果】 接触機会の低減や換気の実施に向けた施設の改修</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○流行性の感染症等に対する予防対策 ○庁内・関係機関との専門的な情報共有 ○状況に応じた対応や対策を検討し安全な環境を確保

小・中学校施設維持管理事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の安全性や良好な学習環境を維持するための点検や補修等 <p>【成果】 児童生徒の安全で快適に学べる環境の確保</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全性や良好な学習環境を維持 ○点検等により確認された設備や施設の不具合個所の修繕交換 ○高圧受変電設備の更新

(2) 安心して学べる学習環境の整備・充実

所管：教育総務課

教育委員会運営事務

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○教育行政に関する適切な管理・執行 <p>【成果】 教育委員会の会議運営等の円滑化</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員、他課と連携した正確・迅速な事務処理

奨学金貸付事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金貸付による修学困難者の援助 <p>【成果】 向学心のある者に進学しやすい環境の整備と人材の育成</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時代のニーズにあわせた貸付者への基準の見直し

学校教育事務

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の学級編成・学籍管理・就学関連事務 ○県費負担教職員の人事管理・サービス管理等 ○次年度に小学校入学予定の児童を対象とした就学時健康診断 <p>【成果】 適切な学校教育事務の管理と入学予定児童の健康状態の把握</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合型校務支援システムの導入やG I G Aスクール構想によるクラウドを活用した学籍情報等の連携・集約管理による学校事務の効率化

小・中学校管理運営事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○学校設備の維持管理 ○学校運営を支援する学校教育支援員や学校用務員等の配置 ○健康診断の実施 ○各種環境検査の実施 ○管理備品の整備 <p>【成果】 児童生徒が健やかな学校生活を送るための維持管理と整備</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した学校備品の更新整備 ○学校共同事務室や校長会・教頭会等との連携のもと、学校現場の業務改善を推進

小・中学校振興事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○指導用学習教材の整備等 ○入学祝金の支給 <p>【成果】 子どもたちの可能性を伸ばす教育環境づくり</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールの活動と連動し、地域に根差した教育活動を展開

小・中学校就学援助事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○要保護と準要保護児童生徒の保護者に学用品費や学校給食費等、就学に要する費用の一部を支給 <p>【成果】 就学援助費の支給によって、経済的な理由で就学が困難な家庭状況にある児童生徒の安定した学校生活の確保</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう対象者に支給

小・中学校特別支援教育就学奨励事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、支給要件に該当する保護者に学用品費や学校給食費等、就学に要する費用の一部を支給 <p>【成果】 就学奨励費の支給により、心身に障害を有する児童生徒の保護者に対する経済的な負担軽減</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の補助要綱に準じて支給

教育施策 1-4 学校における働き方改革のための業務改善の体制整備

(1) 業務の効率化の推進

所管：教育総務課

学校情報化推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の効果的な校務運営を行うための学校 I C T 機器等の整備 ○ I C T 機器等の積極的な活用と教職員に対する研修 <p>【成果】 I C T 機器等の積極的な活用による校務の省力化</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ I C T 機器活用による効果的・効率的な校務の実施

(2) 教職員が本来担うべき業務に専念できる体制整備

所管：教育総務課

教員の支援体制整備

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○専門スタッフ（S C、S S W、I C T 支援員、教員業務支援員）の配置と活用 <p>【成果】 専門スタッフの活用により、教職員が本来担うべき業務に専念できる時間の確保</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国・県の補助事業を活用し、教職員が業務に専念できる体制整備の充実を推進

教育政策2 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進



地域社会の中で市民が学び合うことにより、郷土を愛する心を育成するとともに、生涯学習の推進により、生涯にわたって学び続ける市民が集うまちづくりを目指します。その取組として、小・中学校連携教育の充実、幼児教育の充実、コミュニティ・スクールの充実、地域と協働した教育活動の推進、市民主体による生涯学習の推進、生涯学習施設の整備・充実を図ります。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
出前講座派遣回数 及び参加者数	出前講座派遣回数 出前講座参加者数	145回 3,528人	150回 3,600人
図書年間貸出冊数	図書年間貸出冊数	151,651冊 (令和5年度)	160,000冊
SDGsの学びへの参加者数	SDGs出前授業、シンポジウム等、イベントへの参加者数	1,200人	1,500人
地域学校協働活動の活動回数及び延べ参加者数	地域学校協働活動の活動回数及び延べ参加者数	151回 2,099人	160回 2,100人

出典：東松島市第3次総合計画

教育施策 2-1 小・中学校連携教育の充実

(1) 教育課程における連携の推進

所管：教育総務課

小・中学校連携教育推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○「小・中学校連携教育担当者会議」「小・中学校連携教育推進委員会」の開催 ○小学6年生を対象とした「中学0年生プロジェクト」の実施 ○小・中学校合同による研修会の実施 <p>【成果】 義務教育の9年間を見通し、小・中学校が連携した取組の実践の充実</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各中学校区における充実した小・中学校連携教育の推進

(2) 防災教育における連携の推進

所管：教育総務課

中学校区合同訓練

これまでの取組と成果	これからの取組
○各中学校区における合同引き渡し訓練の実施 【成果】 実際の災害を想定した訓練の充実	【事業継続】 ○幼稚園や保育所、保育園との連携も含めた合同引き渡し訓練の推進

(3) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実

所管：教育総務課

「子ども未来サミット」の運営

これまでの取組と成果	これからの取組
○小・中学校の代表児童生徒による「令和版心あったかイートころ運動」に係る実践発表と協議 【成果】 協議を基にした小・中学校が連携した取組の充実	【事業継続】 ○「子ども未来サミット」における学校、家庭、地域との連携の充実

教育施策 2-2 幼児教育との連携

(1) 幼・保・小連携の充実

所管：教育総務課・生涯学習課

幼保小架け橋プログラム

これまでの取組と成果	これからの取組
○幼保小連絡会議の開催 ○アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム、接続期カリキュラムの整備 【成果】 接続期における支援・指導の在り方について、幼保小が連携した取組の推進	【事業継続】 ○「幼児期に育ててほしい『10の姿』」を共有した連携の推進

家庭教育振興事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○すこやか学級開催 ○家庭教育支援チーム設立 【成果】 就学前の子を持つ保護者の子育ての知識の取得と親同士のネットワークの形成、家庭教育支援者の活動支援	【事業継続】 ○保護者向け教室開催のほか、家庭教育支援チームの活動を支援

私立幼稚園振興事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○令和元年10月に施行された「幼児教育・保育の無償化」の実施</p> <p>【成果】 私立幼稚園の通園世帯の経済的負担軽減に加え、振興助成事業補助金による私立幼稚園の育成と幼児教育の振興</p>	<p>【事業継続】</p> <p>○国の補助要綱に準じて継続</p> <p>○振興助成事業補助金の基準の見直し</p>

教育施策 2-3 地域と協働した教育活動の推進

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実

所管：教育総務課

学校運営協議会推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○平成27年度にモデル校を設置し、平成31年度に市内全小・中学校に学校運営協議会を設置</p> <p>○各中学校区における学校運営協議会連絡会の開催</p> <p>【成果】 学校運営に保護者や地域住民が参画し、地域とともに育つコミュニティ・スクールを展開</p>	<p>【事業継続】</p> <p>○学校・保護者・地域・企業等が一体となり、子どもたちの成長のため学校運営に参画し、地域の活性化や人材育成を推進</p> <p>○小・中学校の学校運営協議会間の連携を図る体制の強化</p>

(2) 地域学校協働活動の充実

所管：教育総務課・生涯学習課

地域人材を活用した協働活動の推進

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○地域の人材を活用し、地域の特徴ある学校づくりの推進</p> <p>○令和3年度から地域と学校が協働により行う体験活動事業に対して補助金を交付し、市内における地域学校協働活動に係る取組を支援</p> <p>【成果】 防災教育やキャリア教育、体験学習等における地域人材の積極的な活用による地域学校協働活動の推進</p> <p>学校が実施する体験活動に地域住民を講師に迎えるなど地域ぐるみで子どもたちを育てる仕組み、地域の人材育成を推進</p>	<p>【事業継続】</p> <p>○学校・保護者・地域・企業等が一体となり、子どもたちの成長のため学校運営に参画し、地域の活性化や人材育成を推進</p> <p>○補助内容を精査しながら、地域人材活用のための地域人材の発掘と育成を推進</p>

(3) キャリア教育の充実

所管：教育総務課

「子どもハローワーク ひがまつインターンシップ 『DOPPO』」の推進

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○小学校高学年児童及び中学生を対象に、地域の企業でのインターンシップ事業の推進</p> <p>【成果】 児童生徒が自分の興味関心によって選択した地域の職場でのインターンシップを通して、職業観を醸成</p>	<p>【事業継続】 ○より多くの地域企業・団体と連携したインターンシップの推進</p>

(4) 防災教育の充実

所管：教育総務課

自治会・自主防災組織との連携推進

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○学校と自治会・自主防災組織とが連携した避難訓練の開催</p> <p>【成果】 より実践的な避難訓練により、児童生徒の防災意識の醸成</p>	<p>【事業継続】 ○市防災訓練における自治会・自主防災組織との連携の推進</p>

防災教育に係る研修

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○安全主幹研修会の実施 ○防災主任者等研修会の実施</p> <p>【成果】 安全主幹を中心に、各校の安全マニュアルの見直しと、より実践的な訓練の推進</p>	<p>【事業継続】 ○学校と保護者、地域が連携した、より実践的な防災教育の充実</p>

未来防災塾

これまでの取組と成果	これからの取組
<p>○小・中学生の希望者を対象にした学習会及び語り部体験活動</p> <p>【成果】 興味関心に基づき、震災の教訓や今後の備え等について学び、伝え、つなごうとする「明日への継承者」としての児童生徒の意欲向上</p>	<p>【事業継続】 ○通年開催による計画的な学習機会の確保及び語り部体験の充実</p>

(5) 郷土愛を育む活動の充実

所管：生涯学習課

協働教育推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと教室 ○田んぼの学校 ○里山体験 <p>【成果】 学校・地域と連携して児童の自然体験教育を通して、豊かな心を育む情操教育の推進</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容を精査しながら持続可能な事業とし、地域人材活用のための地域人材の発掘と育成を推進

教育施策 2-4 市民主体による生涯学習の推進

(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開

所管：生涯学習課

社会教育推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育団体の育成 ○婦人会・文化協会運営支援 ○社会教育団体支援 <p>【成果】 各種社会教育団体と市民センターに事業支援や団体運営支援を行い、社会教育を推進</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業維持と社会教育の意義の浸透を主眼に置いて事業を推進

生涯学習推進事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進大会 ○生涯学習カレンダーの作成 ○出前講座 ○市民と市民センター生涯学習相談 <p>【成果】 生涯学習事業の取組による将来を担う人材の育成</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民センターと連携し生涯学習による人材を育成

青少年育成事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○インリーダー研修 ○ジュニアリーダー初級研修 ○子ども会育成会連合会運営 ○青少年健全育成市民会議運営 ○二十歳を祝う会実施 <p>【成果】 ジュニアリーダーの育成と子ども会活動の活性化支援、立志式や児童標語による青少年健全育成、実行委員が企画する二十歳を祝う会の運営</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容を充実させ、青少年の自主性協調性を引き出す魅力ある活動を展開

地域間交流事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○海と大地子ども交流実行委員会の支援 ○蔵王町との交流事業 【成果】 北海道更別村との隔年相互宿泊交流、蔵王町とのジュニアリーダー、子ども会交流による相互理解	【事業継続】 ○事業を継続しながら、本協定見直しの上、今後の交流のあり方を検討

(2) 読書を通じた学習活動の支援

所管：生涯学習課

読書啓発事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○おはなし会 ○読書マラソン ○図書館まつり ○ブックトーク ○市民センター配本（赤井・大曲・大塩・小野・野蒜） 【成果】 読書啓発の取組による読書の推進	【事業継続】 ○企画内容の精査を行い読書を推進

教育施策 2-5 生涯学習施設の整備・充実

(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実

所管：生涯学習課

東松島市コミュニティセンター管理事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○指定管理及び市による施設運営 【成果】 民間活力導入及び市の運営による安心・安全な施設管理、施設利用者拡大と文化事業拡大の推進	【事業継続】 ○更なる市民文化活動の拠点として快適な施設運営を継続

(2) 図書館の整備・充実

所管：生涯学習課

図書館施設管理運営事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○市管理による施設運営 【成果】 施設と蔵書の適切な管理による運営	【事業継続】 ○蔵書の適切な管理と学習室の適正な運用 ○学校図書館との連携 ○図書館ボランティアの育成

教育政策3 文化の継承と振興



文化の継承と振興を図り、歴史や文化などの学びを通じて、心豊かなまちづくりを目指します。その取組として、文化振興活動の充実、文化財の保護と伝統文化の継承、文化財や歴史遺産の活用を進めます。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
文化財関連セミナー参加者数	文化財関連セミナー参加者数	405人	500人
奥松島縄文村歴史資料館来館者数	奥松島縄文村歴史資料館の年間の来館者数	7,044人	10,000人
市内指定等文化財数	市内にある指定及び登録文化財の数	指定40文化財 登録1文化財	指定40文化財 登録1文化財

出典：東松島市第3次総合計画

教育施策 3-1 文化振興活動の充実

(1) 文化団体との連携による文化活動の展開

所管：生涯学習課

芸術・文化振興事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ひがしまつしま市民文化祭 ○芸術家学校訪問 ○芸術鑑賞事業 ○芸術・文化団体支援 <p>【成果】 民間活力導入による文化事業拡大の推進、発表と鑑賞の機会の提供、芸術・文化団体運営支援を行い、芸術・文化の振興を推進</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化団体との連携を図り、市民の文化活動の発表する機会、芸術を鑑賞する機会を提供する事業を継続

教育施策 3-2 文化財の保護

(1) 文化財の適切な保護と調査研究

所管：生涯学習課

文化財保護事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護審議会の開催 ○特別名勝松島保存管理専門委員会の開催 ○特別名勝、国史跡、埋蔵文化財等開発にかかる保護調整 ○国史跡「赤井官衙遺跡群」保存活用計画の策定 ○市内指定文化財の巡視と維持管理 <p>【成果】 市民の生業と生活に配慮しつつ、市内に所在する各種文化財の適正な保護と維持管理、適切な支援</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携を図り、文化財の保護と活用の推進

遺跡発掘調査事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○重要遺跡発掘調査（赤井遺跡）と調査成果の総括（里浜貝塚） ○発掘調査指導委員会の開催 ○開発等に応じた保護調整と発掘調査による記録保存 <p>【成果】 市内遺跡の保全及び記録保存</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内遺跡の保護調整と保全または記録保存の推進 ○国指定史跡の赤井官衙遺跡群や里浜貝塚等の適切な活用を目指した調査研究の推進

教育施策 3-3 文化財や歴史遺産の活用

(1) 地域の歴史や文化財の活用と観光連携

所管：生涯学習課

奥松島縄文村管理運営事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究の成果の展示 ○縄文体験学習・イベント・講演会の開催 <p>【成果】 史跡や歴史資料館を教育・文化施設、観光資源として活用促進</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奥松島縄文村を文化財保護・調査研究の成果を市民に還元するための活用施設かつ観光資源として事業を展開

里浜貝塚史跡公園管理事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○史跡と史跡公園内の適正な維持管理 ○奥松島縄文村管理運営事業に基づく小・中学校の校外学習や体験イベントの実施 【成果】 体験学習・体験イベントや宮城県オルレ「奥松島コース」を通じて、歴史学習及び観光資源としての活用の促進	【事業継続】 ○奥松島縄文村管理運営事業の活性化と連動した文化財・歴史学習及び観光資源としての活用の推進

教育施策 3-4 地域と協働した伝統文化の継承

(1) 地域の伝統文化を継承する取組への支援

所管：生涯学習課

無形民俗文化財保存団体への支援

これまでの取組と成果	これからの取組
○無形民俗文化財の継承保存への支援 【成果】 市内に所在する無形民俗文化財保存団体に対する安定した活動への支援	【事業継続】 ○地域の伝統文化を継承活動する取組への支援

教育政策4 スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興



全世代にわたるスポーツの振興により、市民のスポーツ人口増加及び健康増進を図ります。その取組として、スポーツ施設の整備充実、スポーツ関連事業の充実、スポーツに触れる機会の創出や実践する機運醸成を進めます。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
体育施設の年間利用者数	市内体育施設の年間利用者数	267,923人	280,000人

出典：東松島市第3次総合計画

教育施策4-1 スポーツ施設の整備・充実

(1) 迅速かつ適切な対応による施設管理

所管：生涯学習課

社会体育施設維持管理運営事業

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○鷹来の森運動公園等の運動公園と市内体育館の維持管理 <p>【成果】 長寿命化に向けた大規模改修計画の策定</p>	<p>【事業継続】 ○施設長寿命化計画の作成と今後の施設改修計画の策定</p>

(2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実

所管：生涯学習課

スポーツ振興事務

これまでの取組と成果	これからの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ関連団体と指定管理者間の調整 ○市内小・中学校体育館11校の開放 ○全国大会以上の各種スポーツ大会に出場した者への報奨金の交付・表彰 ○野蒜海岸ビーチコート の維持管理 <p>【成果】 利用者ニーズに対応した円滑なスポーツ活動の推進</p>	<p>【事業継続】 ○スポーツ関連団体との調整や協議の継続と市内スポーツの振興 ○施設管理担当部署との連携と安心安全な活動場所の確保</p>

矢本海浜緑地パークゴルフ場管理運営事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○矢本海浜緑地パークゴルフ場の維持管理 【成果】 指定管理者制度を活用し民間活力を導入した管理運営の実施	【事業継続】 ○施設利用者の最新のニーズ把握、利用者数の増加

教育施策 4-2 スポーツ関係事業の充実

(1) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充

所管：生涯学習課

社会体育団体助成事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○スポーツ少年団等の運営助成 【成果】 団体の安定した活動と運営、助言指導によるスポーツの振興	【事業継続】 ○少子高齢化社会に対応するスポーツ団体や事業のあり方の意見交換を行い、実態に即した支援を行う

教育施策 4-3 スポーツ参画の機会創出・機運醸成

(1) スポーツ健康都市宣言を軸とした大会の誘致及びスポーツ指導経験者による教室の実施

所管：生涯学習課

スポーツ大会・教室事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○小学生オリンピック競技会の実施 ○ペタンク、グランドゴルフ大会の実施 ○東松島市スポーツ協会等主催大会開催支援 【成果】 各種スポーツ大会の開催によるスポーツ参画機会の創出	【事業継続】 ○大会の継続した実施・支援及び新たなイベントの計画 ○新たに整備した矢本運動公園体育館、スケートボードパーク等も活用した、多種にわたる大会やスポーツ教室等の実施

スポーツ指導員設置事業

これまでの取組と成果	これからの取組
○幼児体育指導 ○市内スポーツ活動支援 ○保育所・幼稚園で運動教育を指導する幼児体育指導員の設置 ○市内スポーツ行事で指導を行うスポーツ指導員の設置 ○放課後運動遊び教室(遊VIVA)の実施 ○市内中学校部活動指導者派遣 【成果】 市内全世代に対応するスポーツ指導体制の構築と市内スポーツの振興及び部活動の指導力強化と選手の育成	【事業継続】 ○スポーツ振興及びスポーツ指導力強化のため、現体制を維持 ○部活動競技力向上のため、指導者を確保し現体制を維持 ○小学生児童の運動意欲の醸成及び運動能力の向上のため、小学校の放課後を利用した運動教室の実施

(2) 中学校部活動地域展開の推進

所管：教育総務課・生涯学習課

合同部活動「ひがまつALL」の推進

これまでの取組と成果	これからの取組
○地域指導者及び顧問の代表を指導者とした市内中学校の合同部活動の実施 【成果】 地域指導者の活用及び生徒の意欲向上と教員の働き方改革に一定の効果	【事業継続】 ○中学校部活動の地域展開に向けた体制整備の推進

1 東松島市教育振興基本計画策定委員会

◇東松島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年6月25日
教育委員会訓令乙第3号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)の理念を活かし、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画となる東松島市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、東松島市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本計画策定のための基本的事項について意見を述べること。
- (2) 基本計画案について必要な検討を行うこと。
- (3) その他目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) PTA関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、基本計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させ、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(経費)

第7条 委員会に要する経費は、予算の範囲内で賄うものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公示の日から施行する。

2 委員が置かれる前に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

◇東松島市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

任期 令和7年7月15日～令和8年3月31日
(順不同・敬称略)

No.	所属	職名	氏名	備考
1	学識経験者	私立矢本はなぶさ幼稚園 園長	山田 元郎	委員長
2	学識経験者	前東松島市教育長	志小田 美弘	
3	学識経験者	尚綱学院大学特任講師	安倍 良博	
4	東松島市立小中学校 校長会	会長(矢本西小学校校長)	小出 太	
5	東松島市PTA連絡 協議会	会長(矢本西小PTA会長)	佐藤 桂	
6	野蒜まちづくり協議会	会長	櫻井 けい子	副委員長
7	東松島市文化協会	会長	門真 いく美	
8	NPO法人東松島市 スポーツ協会	会長	佐藤 祥	
9	東松島市社会教育委員	委員	千葉 純	
10	東松島市青少年健全 育成市民会議	会長	櫻井 一義	
11	東松島市保健福祉部	部長	柏木 淳一	
12	東松島市教育委員会 教育部	学校教育管理監	渥美 眞佐男	

2 SDGsの目標

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略称です。国連加盟の193か国が2030年までに達成する目標として掲げたもので、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、本市は2018年6月15日に全国29自治体のひとつとして、当時被災3県で唯一、政府から「SDGs未来都市」に選定されています。

SDGsの17のゴール（目標）の内容は次のとおりです。

 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力を発揮できるようにする	 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための連携を活性化		



東松島市教育振興基本計画

令和8年3月

発行 宮城県東松島市教育委員会

編集 宮城県東松島市教育委員会教育部 教育総務課

住所 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1

電話 0225-82-1111 (代表)

ホームページ：

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>